

・庁舎等開庁時間の見直しについて

No.	意見等	意見等に対する対応
1	<p><b>【扉の開錠について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体では、開庁時間(9時)間際に開錠していることを踏まえると、本市も同様の対応を検討するべきではないか。</li> <li>・市民等が開庁時間までに入庁され、カウンター前でお待ちいただくような状況下では、窓口業務の準備等に集中できないおそれがあるといった意見があった。</li> <li>・1階で執務を行う所属が多い健康福祉部の所属からも、可能な限り、見直し後の開庁時間:9時に近い時間帯での開錠を望む声が多かった。</li> <li>・車いすを利用する職員への対応も図られたい。扉を一部でも施錠してしまうと、勤務する所属の場所によっては、職員の負担が大きくなることも懸念される。</li> </ul> <p>※令和6年4月1日から「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務付けられたことに留意されたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、開庁前の市民等の待機スペースや、車いすを利用する職員も含めた出勤経路を確保しつつ、見直し後の開庁時間:9時に開錠する案といたします。</p> <p><b>【参考】幹事会協議前の案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開錠は、(8:10ごろから)現行の開庁時間:8:30までに行う。</li> <li>(※)職員の出勤経路を確保するため、さわやか保健センター2階および連絡通路については、現行どおり7:40ごろに開錠する。</li> </ul>